第九条第一項の表都道府県の項第五号8を同号10とし、同号7を同号9とし、同号6の次に次のように加える。

7	報告書	修正後子ども数（公務員分）（地方公務員お当一般職の式）は、児童手当法（平成二十二年法律第十四号）附則第七条第一項の規定によりなおその例によることとされる児童手当の支給状況
8	推計方法	修正後子ども数（被用者分）は、児童手当法附則第七条第一項の規定によりなおその例によることとされる児童手当の支給状況

第九条第一項の表都道府県の項第六号1及び2を次のように改める。

六	費用	衛生人口
		1 密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院の病床利用率等を勘案して都道府県知事が定める病院の病床数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下四位を四捨五入する。）を乗じて得た数（小数点以下四位を四捨五入する。）を乗じて得た数（小数点以下四位を四捨五入する。）を乗じて